

令和7年2月4日

関係各位

(公社)日本ボクシング連盟
会長 仲間 達也

令和7年3月15日に予定している、いわゆる“やり直し総会”開催に向けての説明

謹啓 立春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本連盟への取組に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて標記について、令和6年11月26日付「令和6年12月15日(日)臨時総会延期について（お詫び）」文を送らせていただいた後より、時系列に下記現状の報告をさせていただきます。

記

1. 令和6年10月16日、本連盟正会員らを申立人らとして、東京地方裁判所8部に臨時総会招集請求の申立てをしたところ（東京地方裁判所令和6年10月23日付令和6年（チ）第73号社員総会招集許可申立事件）、担当裁判所から、上記手続きとは異なる方法で臨時総会を開催するように指示がありました。なお、上記申立ては、複数の弁護士にその方法論について相談の上行ったものでした。
2. そこで、同年11月3日、上記担当裁判官の意向に従い、新たに監事を申立人として申立てをしたところ（東京地方裁判所令和6年11月5日付令和6年（チ）第75号仮代表理事選任申立事件）、担当裁判官（前述の裁判官とは別の裁判官が担当）より、この方法は採れないという連絡がありました。
3. その後、当初に事件の裁判官と直接弁護士がやり取りもしていますが、弁護士からは、裁判所自身の考えが一義的ではなく、できるだけ先例を作りたくないようで何とか自主的に対応するよう誘導されていると聞いています。弁護士は、こういった進め方をするにしても、できるだけ裁判所の意見を聞いて後々問題を残さないように進めていると報告がありました。
4. 令和7年1月30日東京地方裁判所書記官より電話があり、今回の申立は裁判官として直接話できないと連絡があったそうです。事前に相談したい事項をファックスしたそうですが、回答できないとの返答があったとのこと。裁判所の突然の対応の変化に弁護士は違和感を覚えたと聞いています。
いずれにせよ、現状東京地方裁判所との話が前に進まないことを受け、今後の対応をどうすればよいか令和7年2月6日JOC法務相談を受けることとなっています。
5. 以上が令和7年3月15日やり直し総会開催に向けての進捗状況となります。

謹白

お問い合わせ先

(公社)日本ボクシング連盟 事務局長代行 原光二

E-Mail boxing@jabf.or.jp 電話 090-8448-0088